平成２８年（フ）第１３号
兵庫県明石市大久保町西島145番地の９
債務者　鯉田　慶子
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　　努
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番１―503号
債務者　岩永　圭司
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県加古川市加古川町篠原町160番地の12
債務者　桑名嘉代子
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県加古川市志方町横大路116番地の１
債務者　堀口　良人
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８４号
愛媛県松山市空港通１丁目５番25号　空港荘105号
債務者　黒住　　栄
１　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩﨑由紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１号
名古屋市港区小賀須３丁目508番地　セントラル南106号
債務者　伊藤　利幸
１　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２２号
愛知県知立市新林町新林９番地１　神谷荘西２号
債務者　田中　　豊
１　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳375番地の１
債務者　日下登美子
１　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５１０号
埼玉県狭山市狭山台４丁目13番地の３　アベニュー狭山408、前住所埼玉県飯能市大字平松165番地の７
債務者　峯　　孝司
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７号
埼玉県ふじみ野市駒林元町３丁目２番５号
債務者　常岡　文江
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６６４号
福岡市南区柳河内１丁目７番43号
破産者　白見　吉秋
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１号
栃木県栃木市都賀町家中5199番地
破産者　有限会社大塚工業
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第７３号
群馬県桐生市小曽根町９番37号
破産者　有限会社田中酒店
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第７８号
群馬県みどり市笠懸町久宮567―５
破産者　株式会社ムーヴエース
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第７１号
福島市本内字南中井33番地の３
破産者　株式会社ビックゼル
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１３０号
千葉県旭市後草460番地５
破産者　関根　隆弘
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１５号
新潟県十日町市四日町新田252番地１
破産者　株式会社グリーンエナジー
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
新潟県柏崎市安政町２番25号
破産者　有限会社ケイエス商事
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
愛知県豊田市藤岡飯野町1168番地57
破産者　有限会社中野工業
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
島根県浜田市下府町338番地１
破産者　有限会社まるさ運送
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第５８７号
広島県廿日市市串戸１丁目５番１号
破産者　総合製本株式会社
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部